

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 10 号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和 35 年岩手県人事委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表第 1（第 2 条関係）							別表第 1（第 2 条関係）						
組 織	区 分						組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
知 本 事 庁 の 部 事 局 務 部 局	[略]	室長 [略] 局長	[略] 総括課 長（人 事課及 び予算 調製整 課に限 る。）	[略] 政策調 査監 [略] 総務事 務セン ター所 長 [略]	[略]	[略]	知 本 事 庁 の 部 事 局 務 部 局	[略]	副部長 室長 [略] 局長 環境担 当技監 [略]	[略] 総括課 長（人 事課及 び予算 調製課 に限る 。）	[略] 政策調 査監 競馬改 革推進 監 総務事 務セン ター所 長 [略]	[略]	[略]
	[略]							[略]					
広 域 振 興 局 総 合 支 局	[略]			[略] センタ ー所長 支所長 普及サ ブセン ター所 長 [略]	[略]		広 域 振 興 局 総 合 支 局	[略]			[略] センタ ー所長 普及サ ブセン ター所 長 [略]	[略]	
地 方 振 興 局	[略]		[略] 保健福 祉室長 環境衛 生室長 農業振 興室長	[略]	[略]		地 方 振 興 局	[略]		[略] 保健福 祉室長 農業振 興室長	[略]	[略]	

			[略]		
広域振興局及び地方振興局以外の出先機関		[略] 保健所長（盛岡に限る。） 保健所副所長（盛岡に限る。） [略]	[略]	保健所長（盛岡及び奥州を除く。） [略]	保健所次長（奥州に限る。） 保健所大東支所長 保健所遠野支所長 [略]
[略]					
教育委員会	本庁	[略]		総括課長 特命参事	[略]
の事務局等	県立高等学校等	[略]			高等学校教頭  特別支援学校教頭 [略]
[略]					
人事					

			[略]		
広域振興局及び地方振興局以外の出先機関		[略] 保健所長（県央に限る。） 保健所副所長（県央に限る。） [略]	[略]	保健所長（県央及び奥州を除く。） [略]	保健所次長（奥州に限る。） 保健所 保健所遠野支所長 [略]
[略]					
教育委員会	本庁	[略]		総括課長	[略]
の事務局等	県立高等学校等	[略]			高等学校副校長 高等学校教頭 特別支援学校副校長 特別支援学校教頭 [略]
[略]					
人事				参事	担当課長

委 員 会 の 事 務 局	[略]	[略]
[略]		

[略]

別表第2 (第3条関係)

ア・イ [略]

ウ 教育職給料表(1)

職務の級	区 分	給料の特別調整額
[略]		
3級	[略]	
	6種	44,600円。ただし、 <u>岩手県立高等学校の管理運営に関する規則(昭和32年岩手県教育委員会規則第3号)第17条の2第2項に規定する教頭の職</u> にあつては35,700円、 <u>高等学校等の教頭の職</u> で、人事委員会が別に定めるものにあつては53,500円

エ〜ク [略]

別表第3 (第3条関係)

ア・イ [略]

ウ 教育職給料表(1)

職務の級	区 分	給料の特別調整額
[略]		
3級	[略]	
	6種	33,800円。ただし、 <u>岩手県立高等学校の管理運営に関する規則(昭和32年岩手県教育委員会規則第3号)第17条の2第2項に規定する教頭の職</u> にあつては27,100円、 <u>高等学校等の教頭の職</u> で、人事委員会が別に定めるものにあつては40,600円

エ〜キ [略]

委 員 会 の 事 務 局	[略]	[略]
[略]		

[略]

別表第2 (第3条関係)

ア・イ [略]

ウ 教育職給料表(1)

職務の級	区 分	給料の特別調整額
[略]		
3級	[略]	
	6種	44,600円。ただし、 <u>高等学校等の教頭の職</u> にあつては35,700円、 <u>高等学校等の副校長の職</u> で、人事委員会が別に定めるものにあつては53,500円

エ〜ク [略]

別表第3 (第3条関係)

ア・イ [略]

ウ 教育職給料表(1)

職務の級	区 分	給料の特別調整額
[略]		
3級	[略]	
	6種	33,800円。ただし、 <u>高等学校等の教頭の職</u> にあつては27,100円、 <u>高等学校等の副校長の職</u> で、人事委員会が別に定めるものにあつては40,600円

エ〜キ [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。